

一般事業主行動計画

株式会社香西物産

急速に進む少子化を受け、2005年4月1日から「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。

この法律では、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、平成23年4月1日以降101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられます。

社員が仕事と子育てを両立させる事ができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

2010年11月1日から2015年3月31日まで

2、内 容

【目 標 1】 出産や子育てにともなう退職者の抑制のため、働きやすい環境をつくる

- | | | |
|-------|-----------|--|
| (対 策) | ①2010年11月 | 就業規則内の産前産後休暇等に関する規程、育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程等の社内規程の整備を実施。 |
| | ②2010年11月 | 就業規則内の産前産後休暇等に関する規程、育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程等の周知。 |
| | ③2011年1月～ | ガイドブックを作成し、出産・育児に関する休暇制度および休暇中の保険給付等を周知。 |

【目 標 2】 社員が仕事と子育てを両立させる事ができ、働きやすい環境をつくる
--

- | | | |
|-------|-----------|---|
| (対 策) | ①2010年11月 | 育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程、介護休暇、看護休暇及び介護短時間勤務に関する規程等の社内規程の整備を実施。 |
| | ②2010年11月 | 育児休暇及び育児短時間勤務に関する規程、介護休暇、看護休暇及び介護短時間勤務に関する規程等の周知。 |
| | ③2011年1月～ | ガイドブックを作成し、育児を応援するための休暇制度および休暇中の保険給付等を周知。 |